

議案第2号

守谷市安全な飲料水の確保に関する条例

守谷市安全な飲料水の確保に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月6日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

守谷市安全な飲料水の確保に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 小規模水道（第7条—第18条）
- 第3章 小簡易専用水道及び簡易専用水道（第19条—第22条）
- 第4章 飲用井戸等（第23条—第26条）
- 第5章 監督（第27条—第29条）
- 第6章 雑則（第30条・第31条）
- 第7章 罰則（第32条—第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道（以下「小規模水道等」という。）並びに飲用井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、小規模水道等の布設及び管理の適正化並びに飲用井戸等の管理の適正化に関し必要な事項を定めることにより、安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上に資するとともに、市民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）

第3条第1項に規定する水道をいう。

（2）小規模水道 法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源とする水道であって、次のいずれかに掲げる者に必要な水を供給するもの（ア又はイに掲げる者に水を供給するものにあつては、常時水の供給を受ける者が50人未満であるものを除く。）のうち、同項に規定する水道事業の用に供する水道及び同条第6項に規定する専用水道以外のものをいう。

ア 特定の地域に居住する者

イ 規則で定める建築物等を使用し、又は利用する者

ウ 賃貸住宅その他の建築物の全部又は一部であつて、賃貸の用に供するもの（規則で定めるものを除く。）に居住する者

（3）小簡易専用水道 法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は小規模水道から供給を受ける水のみを水源とする水道であ

って、水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が、水道事業の用に供する水道からのみ受水する場合にあっては5立方メートル以上10立方メートル以下であるもの、その他の場合にあっては5立方メートル以上であるものをいう。

- (4) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (5) 飲用井戸等 法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水を水源とする水道であって、同項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道及び第2号に規定する小規模水道以外のものをいう。
- (6) 水道施設 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設であって、当該小規模水道、小簡易専用水道、簡易専用水道又は飲用井戸等の設置者の管理に属するものをいう。

(小規模水道等及び飲用井戸等の設置者の責務)

第3条 小規模水道等及び飲用井戸等の設置者は、飲料水が人の健康に及ぼす影響について十分に認識し、自らの責任において安全な飲料水を供給する責務を有する。

(適用除外)

第4条 この条例の規定は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物を使用し、又は利用する者に必要な水を供給するために当該特定建築物に布設させる小規模水道等及び飲用井戸等に対しては、適用しない。

(水質基準)

第5条 小規模水道又は小簡易専用水道により供給される水は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の定めるところによる。

(施設基準)

第6条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等

に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈でん池、ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設（飲用井戸等の水道施設を除く。）の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

第2章 小規模水道

（確認）

第7条 小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

（確認の申請）

第8条 前条の確認の申請をしようとする者は、申請書に、工事設計書その他規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 給水人口
- (2) 1日最大給水量及び1日平均給水量
- (3) 水源の種別及び取水地点
- (4) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- (5) 水道施設の位置、規模及び構造
- (6) 浄水方法
- (7) 工事の着手及び完了の予定年月日

3 市長は、第1項の申請を受けた場合において、当該工事の設計が第6条に規定する施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知するものとする。

4 前項の通知は、第1項の申請を受けた日から起算して30日以内に、書面をもってするものとする。

(変更等に係る工事前の届出)

第9条 小規模水道の設置者は、当該水道施設について、次に掲げる工事をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈でん池、ろ過池又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(給水開始前の検査及び届出)

第10条 小規模水道の設置者は、当該水道の布設工事がしゅん工し、給水を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行い、これらの検査の結果を市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第11条 小規模水道の設置者は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して3年間、これを保存しなければならない。

(衛生上の措置)

第12条 小規模水道の設置者は、規則で定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(給水の緊急停止)

第13条 小規模水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(管理責任者の設置及び健康診断)

第14条 小規模水道の設置者は、水道施設に係る管理を行わせるため管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら管理責任者となることを妨げない。

2 小規模水道の設置者は、前項の規定により管理責任者を置いたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

3 小規模水道の設置者は、第1項の管理責任者について、規則で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。

4 小規模水道の設置者は、前項の規定による健康診断を行ったときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間、これを保存しなければならない。

(設置者等の住所又は氏名の変更の届出)

第15条 小規模水道の設置者は、自己又は管理責任者の住所又は氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

第16条 相続、合併、分割、譲受その他の事由により、小規模水道の水道施設の所有権その他小規模水道の使用に関する権原を取得し、小規模水道の設置者の地位を承継した者は、当該承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第17条 小規模水道の設置者は、当該水道を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第18条 第2条第2号イ又はウに規定する規則の制定改廃の際現に当該規則の制定改廃により新たに小規模水道となる水道を設置している者(水道の布設工事に着手している者を含む。)は、当該規則の施行の日から3月以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第3章 小簡易専用水道及び簡易専用水道

(布設工事着手前の届出)

第19条 小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第20条 前条の規定による届出をした者は、その届け出た内容のうち、

規則で定める事項を変更したときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(小簡易専用水道等の管理等)

第21条 小簡易専用水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該水道を管理しなければならない。

2 小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行わなければならない。

3 小簡易専用水道又は簡易専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、規則で定めるところにより、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して2年間、これを保存しなければならない。

(準用規定)

第22条 第14条、第15条(管理責任者に係る部分に限る。)、第16条及び第17条の規定は、小簡易専用水道及び簡易専用水道の設置者について準用する。

第4章 飲用井戸等

(水質検査等)

第23条 飲用井戸等の設置者は、当該水道の布設工事がしゅん工し、給水を開始しようとするときは、水質検査を行うよう努めなければならない。

2 飲用井戸等の設置者は、定期及び臨時の水質検査を行うよう努めなければならない。

3 飲用井戸等の設置者は、前2項の規定による水質検査の結果、その供給しようとし、又は供給する水が人の飲用に適さないおそれがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を市長に報告するよう努めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(衛生上の措置)

第24条 飲用井戸等の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給水の緊急停止等)

第25条 飲用井戸等の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、その旨を市長に報告するよう努めるとともに、給水の停止その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指針)

第26条 市長は、前3条に定める事項に関し、飲用井戸等の設置者が適

切に措置を講ずるために必要な指針を定めるものとする。

第5章 監督

(改善の指示等)

第27条 市長は、小規模水道について、当該水道施設が第6条に規定する施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、住民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善することを指示することができる。

2 市長は、小簡易専用水道の管理が第21条第1項の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該小簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとることを指示することができる。

(給水停止命令)

第28条 市長は、小規模水道又は小簡易専用水道の設置者が前条の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止することを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第29条 市長は、小規模水道等の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道等の設置者から工事の施工状況若しくは小規模水道等の管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして工事現場、水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 雑則

(情報の提供等)

第30条 市長は、小規模水道等及び飲用井戸等の設置者に対し、安全な

飲料水を供給するために必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(委任)

第31条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第32条 第13条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第7条の規定による確認を受けないで小規模水道の布設工事に着手した者

(2) 第10条の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかった者

(3) 第11条第1項の規定に違反して水質検査を行わなかった者

(4) 第14条第3項(第22条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(5) 第21条第2項の規定に違反して水質検査を行わなかった者

(6) 第28条の規定による給水停止命令に違反した者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第19条の規定による届出をしないで小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事に着手した者

(3) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に茨城県安全な飲料水の確保に関する条例(昭和55年茨城県条例第54号)の規定により茨城県知事が行った確認、処分その他の行為又は茨城県知事に対して行われた申請、届出その他の行為

で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(守谷市水道事業給水条例の一部改正)

- 3 守谷市水道事業給水条例(平成10年守谷町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第36条の3第2項中「茨城県安全な飲料水の確保に関する条例(昭和55年茨城県条例第54号。以下「県条例」という。)」を「守谷市安全な飲料水の確保に関する条例(平成26年守谷市条例第 号)」に、「県条例第20条」を「同条例第21条」に改める。

提案理由（議案第2号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、水道法の規制対象にならない小規模水道、小簡易専用水道及び飲用に供する井戸等の設置者の責務を明らかにするとともに、安全な飲料水を確保し、市民の健康で快適な生活環境の確保を図るため、条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市水道事業給水条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(設置者の責務)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>2 貯水槽水道のうち小簡易専用水道（<u>守谷市安全な飲料水の確保に関する条例（平成26年守谷市条例第 号）</u>第2条第3号に規定する小簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、<u>同条例第21条</u>に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(設置者の責務)</p> <p>第36条の3 (略)</p> <p>2 貯水槽水道のうち小簡易専用水道（<u>茨城県安全な飲料水の確保に関する条例（昭和55年茨城県条例第54号。以下「県条例」という。）</u>第2条第3号に規定する小簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、<u>県条例第20条</u>に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

守谷市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、守谷市安全な飲料水の確保に関する条例（平成26年守谷市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（建築物等）

第3条 条例第2条第2号イに規定する規則で定める建築物等は、次に掲げるものとする。

- （1）共同住宅，寄宿舎（いずれも賃貸の用に供するものを除く。）
- （2）事務所，店舗
- （3）工場，研究所
- （4）学校，専修学校，各種学校その他これらに類するもの
- （5）ホテル，旅館
- （6）病院
- （7）社会福祉施設
- （8）図書館，博物館，公民館その他の社会教育に関する施設
- （9）体育館，水泳プールその他のスポーツ施設
- （10）キャンプ場，遊園地その他のレクリエーション施設
- （11）公会堂，集会場その他これらに類するもの

（賃貸の用に供する建築物の全部又は一部から除かれるもの）

第4条 条例第2条第2号ウに規定する規則で定めるものは、下宿とする。

（確認申請書及び添付書類）

第5条 条例第8条第1項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第8条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- （1）小規模水道の布設工事を必要とする理由を記載した書類
- （2）小規模水道の布設工事をしようとする者が、国又は地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款，寄附行為又は規約の写し
- （3）水道施設の位置を明らかにする地図
- （4）主要な水道施設の構造を明らかにする図面

（変更等に係る工事前の届出）

第6条 条例第9条の規定による小規模水道施設の変更等の工事に係る

届出は、小規模水道施設変更等工事届（様式第2号）によるものとする。

（給水開始前の検査及び届出）

第7条 条例第10条の規定により行う水質検査は、当該小規模水道により供給される水が条例第5条の水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所において、次に掲げる項目及び消毒の残留効果について行うものとする。

- (1) 一般細菌
- (2) 大腸菌
- (3) カドミウム及びその化合物
- (4) 水銀及びその化合物
- (5) セレン及びその化合物
- (6) 鉛及びその化合物
- (7) ヒ素及びその化合物
- (8) 六価クロム化合物
- (9) シアン化物イオン及び塩化シアン
- (10) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- (11) フッ素及びその化合物
- (12) ホウ素及びその化合物
- (13) 四塩化炭素
- (14) 1・4-ジオキサン
- (15) シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン
- (16) ジクロロメタン
- (17) テトラクロロエチレン
- (18) トリクロロエチレン
- (19) ベンゼン
- (20) 塩素酸
- (21) クロロ酢酸
- (22) クロロホルム
- (23) ジクロロ酢酸
- (24) ジブロモクロロメタン
- (25) 臭素酸
- (26) 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）
- (27) トリクロロ酢酸
- (28) ブロモジクロロメタン

- (29) ブロモホルム
- (30) ホルムアルデヒド
- (31) 亜鉛及びその化合物
- (32) アルミニウム及びその化合物
- (33) 鉄及びその化合物
- (34) 銅及びその化合物
- (35) ナトリウム及びその化合物
- (36) マンガン及びその化合物
- (37) 塩化物イオン
- (38) カルシウム, マグネシウム等 (硬度)
- (39) 蒸発残留物
- (40) 陰イオン界面活性剤
- (41) ジェオスミン
- (42) 2-メチルイソボルネオール
- (43) 非イオン界面活性剤
- (44) フェノール類
- (45) 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)
- (46) pH値
- (47) 味
- (48) 臭気
- (49) 色度
- (50) 濁度

2 前項各号に掲げる項目の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）に定めるところにより行うものとする。

3 条例第10条の規定により行う施設検査は、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設のうち、布設された施設について、条例第6条の規定による施設基準に適合するかどうかについて行うものとする。

4 条例第10条の規定により行う水質検査及び施設検査の結果の届出は、小規模水道給水開始前届（様式第3号）によるものとする。

（定期及び臨時の水質検査）

第8条 条例第11条第1項の規定により行う定期の水質検査は、小規模水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次に掲げる検査とする。

- (1) 1日1回行う消毒の残留効果に関する検査

- (2) 6月に1回行う前条第1項第1号、第2号、第10号、第33号、第37号、第38号及び第45号から第50号までに掲げる項目並びにアンモニア態窒素に関する検査
- (3) 1年に1回行う前条第1項第17号及び第18号に掲げる項目に関する検査
- 2 条例第11条第1項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げる検査とする。
 - (1) 小規模水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行う前条第1項各号に掲げる項目のうち小規模水道の設置者が必要と認めるものに関する検査
 - (2) 小規模水道の周辺で水等が汚染される事故等が発生し、小規模水道により供給される水が汚染されるおそれがあるときに行う前条第1項各号に掲げる項目のうち市長が必要と認めるものに関する検査
- 3 条例第11条第2項の規定による水質検査の記録は、小規模水道定期(臨時)水質検査成績書(様式第4号)によるものとする。
- 4 第1項第2号若しくは第3号又は第2項の規定による水質検査は、地方公共団体の機関又は茨城県知事の登録を受けた者に委託して行うことができる。

(衛生上必要な措置)

第9条 条例第12条の規定により小規模水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 貯水池、浄水場、配水池及びポンプせいには、柵を設け、鍵をかける等入畜によって水が汚染されるのを防止すること。
- (2) 配水池、水槽等の清掃を1年以内ごとに1回定期に行うこと。
- (3) 給水せんにおける水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合の給水せんにおける水の遊離残留塩素は1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム)以上とする。

(管理責任者の設置の届出及び健康診断)

第10条 条例第14条第2項(条例第22条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者の設置の届出は、小規模水道(小簡易専用水道、簡易専用水道)管理責任者設置届(様式第5号)によるものとする。

- 2 条例第14条第3項(条例第22条において準用する場合を含む。)

の規定により行う健康診断は、管理責任者又は利用者において、病原体がし尿に排せつされる感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、当該管理責任者が当該発生した感染症又は発生するおそれがある感染症の患者（病原体の保有者を含む。）であるかどうかについて行うものとする。

（設置者等の住所又は氏名の変更の届出）

第11条 条例第15条（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による設置者又は管理責任者の住所又は氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）の変更の届出は、小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）設置者（管理責任者）住所（氏名）変更届（様式第6号）によるものとする。

（地位の承継の届出）

第12条 条例第16条（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による設置者の地位の承継の届出は、小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）設置者地位承継届（様式第7号）によるものとする。

（廃止の届出）

第13条 条例第17条（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出は、小規模水道（小簡易専用水道、簡易専用水道）廃止届（様式第8号）によるものとする。

（経過措置に係る届出）

第14条 条例第18条の規定による小規模水道の届出は、小規模水道設置届（様式第9号）によるものとする。

（小簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事着手前の届出）

第15条 条例第19条の規定による届出は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1）設置者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- （2）小簡易専用水道又は簡易専用水道が設置される建築物等の所在地及び名称並びに用途
- （3）水源となる水を供給する水道事業又は小規模水道の名称
- （4）設置される受水槽及び高置水槽について次に掲げる事項
 - ア 槽の数、形状、寸法及び材質
 - イ 槽ごとの有効容量
 - ウ 槽の設置場所
- （5）消毒設備の有無
- （6）施設の概要図

(7) 工事着手及び完了の予定年月日

(8) その他必要な事項

2 前項の届出は、小簡易専用水道（簡易専用水道）布設工事届（様式第10号）によるものとする。

（変更の届出）

第16条 条例第20条に規定する規則で定める事項は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項とし、その届出は、小簡易専用水道（簡易専用水道）届出事項変更届（様式第11号）によるものとする。

（小簡易専用水道の管理基準）

第17条 条例第21条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、第7条第1項各号に掲げる項目のうち、小簡易専用水道の設置者が必要と認めるものについて検査を行うこと。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（小簡易専用水道又は簡易専用水道の水質検査）

第18条 条例第21条第2項の規定により行う小簡易専用水道又は簡易専用水道の水質検査は、当該水道から供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について1年以内ごとに1回、定期に、第7条第1項第1号、第2号、第33号、第37号及び第45号から第50号までに掲げる項目について行うものとする。

2 条例第21条第3項の規定による水質検査の記録は、小簡易専用水道（簡易専用水道）定期水質検査成績書（様式第12号）によるものとする。

3 第8条第4項の規定は、第1項の規定による水質検査について準用する。

（身分証明書）

第19条 条例第29条第2項の規定により当該職員の携帯する身分を示す証明書は、守谷市安全な飲料水の確保に関する条例検査員証（様式

第13号) とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。